

マツモトキヨシ事件

審決取消請求事件

[令和3年8月30日判決（知財高裁） 令和2年（行ケ）第10126号](#)

キーワード：音商標／他人の氏名／商標法4条1項8号／取引実情

担当 弁理士 村瀬 謙治

1. 事案の概要

原告は、平成29年1月30日に商標登録出願（商願2017-7811：音楽的要素及び「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる音商標）をしたが、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求した。特許庁は、この請求を不服2018-8451号事件として審理を行い、「本件審判の請求は成り立たない。」との審決をした。原告は、令和2年10月28日に本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件商標登録出願

出願番号 : 商願2017-7811号

出願日 : 平成29年1月30日

商標見本 :

♩ = 126

Melo 

マ ツ モ ト キ ヨ シ

4. 争点

商標法4条1項8号の該当性

5. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）商標法4条1項8号が、他人の肖像又は他人の氏名・名称・著名な略称等を含む商標は、その承諾を得ているものを除き商標登録を受けることができないと規定した趣旨は、人は自らの承諾なしに、その氏名・名称等を商標に使われることがないという人格的利益を保護することにあるものと解される（最高裁平成15年（行ヒ）第265号同16年6月8日第三小法廷判決・裁判集民事214号373頁、最高裁平

成16年（行ヒ）第343号同17年7月22日第二小法廷判決・裁判集民事217号595頁参照）。

このような同号の趣旨に照らせば、音商標を構成する音が一般に人の氏名を指し示すものとして認識される場合、当該音商標は「他人の氏名」を含む商標として、その承諾を得ているものを除き、同号により商標登録を受けることができないと解される。

また、同号は、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名・名称等に係る人格的利益の調整を図る趣旨の規定であり、音商標を構成する音と同一の称呼の氏名の者が存在するとしても、当該音が一般に人の氏名を指し示すものとして認識されない場合にまで、他人の氏名に係る人格的利益を常に優先させることを規定したものと解することはできない。

そうすると、音商標を構成する音と同一の称呼の氏名の者が存在するとしても、取引の実情に照らし、商標登録出願時において、音商標に接した者が、普通は、音商標を構成する音から人の氏名を連想、想起するものと認められないときは、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものといえないから、当該音商標は、同号の「他人の氏名」を含む商標に当たるものと認めることはできないというべきである。

（2）これを本願商標についてみるに、

①株式会社マツモトキヨシが昭和62年にドラッグストア「マツモトキヨシ」の店舗展開を開始した後、本願の出願がされるまでの約30年以上にわたり、株式会社マツモトキヨシ、原告及び原告のグループ会社が「マツモトキヨシ」の表示をドラッグストアの店名又は自己の企業名として継続して使用したこと、

②ドラッグストア「マツモトキヨシ」の店舗数は、全国45都道府県で1555店舗、原告のグループ会社のメンバーズカード（ポイントカード）の会員数は約2440万人に達しており、また「マツモトキヨシ」のブランドは、インターブランド社による2016年度及び2017年度のブランド価値評価ランキングでドラッグストアとして日本でナンバーワンブランドの評価を獲得したこと、

③平成8年から開始されたドラッグストア「マツモトキヨシ」のテレビコマーシャルでは、女性又は男性の声の音色、複数の声の斉唱で本願商標と同一又は類似の音をフレーズに含むコマーシャルソングが相当数使用され、テレビコマーシャルが放映された以降においても、本願商標と同一又は類似の音がドラッグストア「マツモトキヨシ」の各小売店の店舗内において使用されていたことが認められる。

これら（①～③）の認定事実によれば、本願商標に関する取引の実情として、「マツモトキヨシ」の表示は、本願商標の出願当時、ドラッグストア「マツモトキヨシ」の店名や株式会社マツモトキヨシ、原告又は原告のグループ会社を示すものとして全国的に著名であったこと、「マツモトキヨシ」という言語的要素を含む本願商標と同一又は類似の音は、テレビコマーシャル及びドラッグストア「マツモトキヨシ」の各小売店の店舗内において使用された結果、ドラッグストア「マツモトキヨシ」の広告宣伝（CMソングのフレーズ）として広く知られていたことが認められる。

上述の取引の実情の下においては、本願商標の出願当時、本願商標に接した者が、

本願商標の構成中の「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる音から、通常、容易に連想、想起するのは、ドラッグストアの店名としての「マツモトキヨシ」、企業名としての株式会社マツモトキヨシ、原告又は原告のグループ会社であって、普通は「マツモトキヨシ」と読まれる「松本清」、「松本潔」、「松本清司」等の人の氏名を連想、想起するものと認められないから、当該音は一般に人の氏名を指し示すものとして認識されるものとはいえない。

(3) したがって、本願商標は、商標法4条1項8号の「他人の氏名」を含む商標に当たるものと認めることはできないというべきである。

以上